

# 特集1 利便性、信頼性高めた商品先物取引

## 決済リスクの軽減、委託者債権の保全

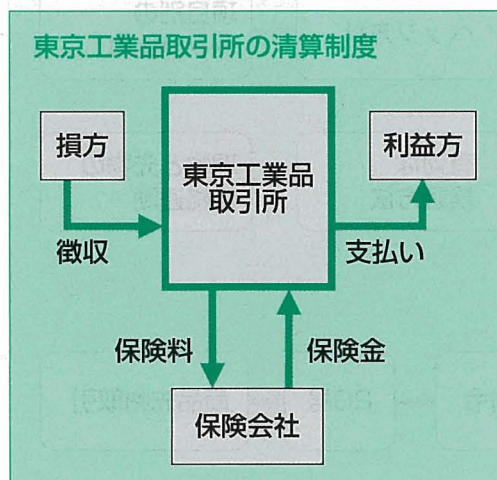
### 決済日早め、各種資金も用意

編集部

商品先物取引も商取引の1つなので、決済の場合のリスク軽減、委託者（売買に参加している人や企業）債権の保全をどうするかが大きな問題です。そこで、信頼性確保のため、各種の措置を講じています。

#### 会員の違約を補てん

まず、決済リスクです。これは会員が違約を起こした時に発生した違約損失を補てんすることをねらいにしたものです。財源としては商品取引所の会員になった時に預託させる「会員信託金」、会員の建玉に応じて預託させる「取引証拠金」、違約損失を補てんするために会員から預託させる「特別担保金」（東工取は特別清算負担金）などを含め各種のものがあります。



過去に違約の起きたことはありましたが、こうした各種の違約対策が整っていたため、市場が混乱するなど大きな問題に至ったことはありません。

また、これまでは取引日の2営業日後に決済していましたが、平成15年6月6日からT+1（=取引日の翌日決済）に改められました。この結果、違約が起きた場合、これまでの違約金額は2日分でしたが、1日分に短縮されることになり、違約に伴うリスクが軽減されました。

#### 東工取が新清算制度

これに合わせて、東京工業品取引所が同日から新しい清算制度を導入しました。

この制度は取引所が売り方、買い方双方の清算の相手方になるという仕組みです。従来、取引所は売方会員と買方会員との間で行われる清算の仲介役にすぎなかったため、例えば買方会員が損金の支払いを履行しなかった場合、その損害は売方会員に及ぶことになっていました。つまり、取引を行う際に、他の市場参加者の信用リスクを確認しなければなりません。しかし、新制度では取引所の信用リスクさえ確認できればよいことになります。

東京工業品取引所はその点で次のような措置をとっています。



東京工業品取引所

そのひとつが違約担保積立金です。前年度は5億円でしたが平成14年度の余剰金のうち7億円を加えて12億円とし、今後、さらに増額する予定です。

## 保険金も最高50億円準備

もうひとつが保険。違約金対策保険をニッセイ同和損害保険との間に契約しました。この保険は、違約金が50億円を超えた場合、超えた分を最高50億円まで支払うというもので、違約担保積立金と併せ、違約対策に備え、強固な体制を整えました。

東京工業品取引所は「まず、利益を出した会員に取引所が払い、次いで損を出した会員からその分を徴収する」という手順で、この作業を行います。これはニューヨークマーカントイル取引所など米国の各取引所が行って

いるクリアリングハウスと全く同じシステムと東工取ではいっており、これにより、外国からの投機資金、ヘッジ資金を取り込みたいとしています。

## 委託者債権保全にも各種制度

委託者債権の保全についても、商品先物業界は各種の手法を講じています。

ひとつは受託業務保証金制度。これは、商品取引員が委託者から預かっている委託証拠金など委託者の債権を優先的に委託者に弁済できるよう、商品取引所に保証金という形で預託しておくものです。商品取引員が倒産した場合、委託者が商品取引所に直接支払いを求めることができます。商品取引所は商品取引員から預かった保証金については安全のため適切な金融機関に預託しています。

もうひとつが分離保管制度です。これは、委託者債権から前述の受託業務保証金や取引証拠金として商品取引所に預託した額を差し引いた残りの額を、商品取引員の資金とは区別して金融機関などに預託する制度です。

第3が受託債務補償制度です。これは、主務大臣から指定を受けた社団法人商品取引受託債務補償基金協会という団体が、受託業務保証金制度と分離保管制度で委託者に払ってもさらに不足した場合、残余の委託者債権を一定の範囲内で補償するというものです。

その場合、商品取引員は同協会と基金弁済契約を締結、商品取引員が倒産した時、同協会が商品取引員に代わって基金弁済限度額の範囲内で弁済するという仕組みになっています。ただ、同協会に加入していない商品取引員の委託者には弁済されません。

このように、業界はこれまで市場の信頼性向上に努めてきています。